

2014 年 期 実務補習所 考査問題

【公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理】

＜注意＞

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<職業倫理・職業倫理（精神的独立性）>

問 公認会計士法第1条に規定する公認会計士の使命と職責について、以下の空欄①～⑤に適切な用語を入れなさい。

(公認会計士の使命)

第1条

公認会計士は、(①)の専門家として、(②)立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(③)の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第1条の2

公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、(②)立場において(④)かつ(⑤)にその業務を行わなければならない。

問 倫理規則では、公認会計士や監査法人が専門業務を実施する際に遵守しなければならない5項目の基本原則を定めています。以下の空欄①～⑤に適切な用語を入れて5つの基本原則を完成させなさい。

- ・ (①) 性の原則
- ・ (②) 性の原則
- ・ 職業的専門家としての (③) 及び正当な注意の原則
- ・ (④) 義務の原則
- ・ 職業的専門家としての (⑤) の原則

問 基本原則や独立した立場を保持するために適用する「概念的枠組みアプローチ」に関する以下の説明について、適切な説明には○を、不適切な説明には×を記載しなさい。

1. 阻害要因を認識したら、重要性の程度に関わらず、阻害要因を除去しなければならない。
2. 阻害要因を認識しても、セーフガードを適用すれば独立性は必ず確保できる。
3. 阻害要因があまりに重要であれば、セーフガードを適用することができない場合もある。
4. セーフガードを適用し、阻害要因の重要性の程度を許容可能な水準に軽減できた場合は独立性を確保できる。
5. 阻害要因には、それに対応する適切なセーフガードが必ず存在する。

問 あなたは監査業務の依頼人であるA社の監査業務チームメンバーです。あなとの配偶者がA社の使用人である場合において、A社に対する独立性を阻害する要因を3つ挙げなさい。

問 倫理規則（平成26年7月9日改定、平成27年4月1日以降施行）について、以下の空欄①～⑥に適切な用語を入れなさい。

(職業倫理の規範体系について[抜粋])

倫理規則は、倫理規則注解並びに(「 ① 」)及び(「 ② 」)と一体として理解されなければならないが、全体として(③)連盟、(③)倫理基準審議会が公表している倫理規則に対応するものである。

<略>

倫理規則は三つの章で構成され、第1章では、(④)が遵守しなければならない基本原則、

<略>

第2章は(⑤)の(④)に適用し、第3章は(⑥)の(④)に適用するが、第3章の特定の状況が、(⑤)の(④)にも当てはまる場合がある。

問 公認会計士も市場の番人として経済の健全な発展に寄与する者としてプロフェッションの一つである。プロフェッションの条件として求められるものを3つ述べなさい。

問 綱紀関係事例集（平成23年版）[日本公認会計士協会公表物から転載]にある下記の文章を読み、以下の設問に答えなさい。

会社（消費者金融業）は、平成14年6月期から負債基準による商法特例法に基づく監査対象会社となり、当該期は前任監査人が監査を行い、特記事項付適法意見を表明した。特記事項の内容は、社長が実質支配するA社の金融機関からの借入金に係る債務保証1,249百万円にかかるものであった。翌平成15年6月期の監査では、会社の社長に対する長期貸付金3,057百万円の回収可能性について、会社と前任監査人との間で見解の相違が生じ、このため、期末日直前の平成15年6月23日の臨時株主総会において前任監査人は解任され、後任監査人として関係会員（Y監査法人）が選任された。

関係会員は、同年6月27日に監査契約を締結したが、前任監査人と会社との関係が良好でない等の理由により、前任監査人との間で監査人交代に伴う引継ぎ作業を行わなかった。その後、平成15年9月2日付けで平成15年6月期の計算書類等に対する特記事項（A社の金融機関からの借入金に係る債務保証の件）付適法意見を表明した。ただし、監査基準の改訂により特記事項は廃止されているので「追記情報」として表記すべきであった。

会社が債務保証をしていたA社は、企業向け通信料金一括請求サービス等を主事業とする通信機器販売業の会社であったが、平成15年12月の電話加入権廃止報道を契機として業績が悪化し、事業の将来性が薄いと判断され、平成16年2月に主事業の営業譲渡が行われた。これにより、A社は実質的な廃業となり、会社は債務保証10,343百万円の履行を免れられないこととなったが、金融機関による財政支援を受けることができず、平成16年3月17日に東京地方裁判所に会社更生法の適用を申請した。また、A社は同年3月24日に破産宣告を受けた。

- (1) 関与社員として平成15年6月期の監査を実施した会員は綱紀審査の結果、懲戒処分を受けている。その理由として社長への長期貸付金に係る貸倒引当金の監査手続、社長に対する長期貸付金についての残高確認手続が不十分だったこと以外に、2つの問題が指摘されている。当該会員の監査において問題があると考えられることを2つ答えなさい。
- (2) 上記の文章及び(1)の問題文及び(1)のあなたの解答を基に、Y監査法人について懲戒処分を受ける必要があると判断しますか。その理由と共に答えなさい。

問 情報の取扱いに関する以下の文章の空欄①～⑨に適切な用語を入れなさい。

情報（ ① ）とはITをはじめとする情報を使いこなすことができる能力のことでありと記載されているものが多い。しかし、情報（ ① ）には例えばコンピューターに（ ② ）を施すことや、インターネットで（ ③ ）を投稿しない、（ ④ ）の侵害をしないなどといったような情報（ ⑤ ）が含まれることを忘れてはならない。近年、ITリテラシーが低いことによる事件が多発し、社会問題化されるケースが多数存在している。

公認会計士は業務遂行にあたり、企業の（ ⑥ ）あるいは企業の保有する（ ③ ）を入手する機会が多く、情報そのものの取り扱いはもとより（ ⑦ ）の紛失などに善の注意を払わなければならない。

また、公認会計士は公正かつ誠実であることが求められる立場を認識し、インターネット上の文章を（ ⑧ ）の記載することなく引用することや公認会計士業界の（ ⑨ ）を失墜するようなITをはじめとする情報伝達の利用を行ってはならないことを肝に銘じる必要がある。

問 大規模監査法人の筆頭業務執行社員に適用されるローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。

問 以下の各問いに答えなさい。

- ① 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。
- ② 以下の事例は、上記①の基本原則のうち、どれを阻害する要因となりうるか。また、基本原則の阻害に対するセーフガードについて述べなさい。
- (A) 他の者よりも低廉な報酬を提示すること
(B) 依頼人から贈答若しくは接待を受けること

問 倫理規則第6条第8項は、会員の守秘義務が解除される正当な理由がある場合として以下の3項目を列挙している。

- 一 守秘義務の解除が法令等によって許容されており、かつ依頼人又は雇用主から了解が得られている場合
二 守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合
三 守秘義務の解除が法令等によって禁止されておらず、かつ、職業上の義務又は権利がある場合

そこで、上記二及び三の具体例を、倫理規則に準拠してそれぞれ1つずつ記述しなさい。

問 監査先が公認会計士法上の大会社等に該当する場合、監査人が提供することが禁止されていない業務として正しいものをすべて選びなさい。なお、該当するものがない場合は、「なし」と記載しなさい。

- ア) コンフォートレターの作成業務
イ) 内部監査の受託
ウ) 資金担当者の長期休暇による資金運用の維持管理
エ) 情報システムの整備又は管理
オ) 監査先が企業を買収する場合の当該企業の買収価格の算定
カ) 連結財務諸表の作成

問 精神的独立性と外観的独立性について下記の①～⑩の空欄を埋めよ。

【精神的独立性】

職業的専門家としての(①)を危うくする影響を受けることなく、(②)を表明できる(③)を保持し、(④)に行動し、(⑤)と職業的専門家としての(⑥)を堅持できること。

【外観的独立性】

事情に精通し、(⑦)な判断を行うことができる第三者が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は(⑧)チームや(⑨)チームの構成員の(⑩)が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

問 倫理規則には、職業倫理上の基本原則を5つ定め、これを会員に遵守しなければならないと定めています。

5つの基本原則の名称を全て記しなさい。

問 日本公認会計士協会が倫理規則を定めている目的を簡潔に答えて下さい。

問 公認会計士協会の会員を取り巻く環境は、5つの基本原則の遵守を阻害する様々な要因を生じさせる可能性があるとして、倫理規則注解において5種類の阻害要因を掲げています。この5種類の阻害要因の名称を示し、それぞれの内容を簡潔に答えなさい。

問 倫理規則第13条第2項において、監査人は精神的独立性及び外観的独立性の双方を保持することを求めている。これについて以下の①～⑩の空欄を埋めよ。

- 1 会計事務所等所属の会員は、(①) (監査業務を含む。以下同じ。)を提供する場合、当該(①)の依頼人から独立した立場を保持しなければならない。
- 2 会計事務所等所属の会員は、(①)を提供する際に、依頼人に対する(②)若しくは依頼人と(③)の関係を有することなく、又は他の者からの(④)を受けず、(⑤)を表明すること、また、表明していることに(⑥)をもたれないことが求められる。このため、(⑦)及び(⑧)の双方を保持することが求められる。
- 3 会計事務所等所属の会員は、(①)を提供する際に、別に定める「独立性に関する指針」に従って独立性の保持を判断しなければならない。
- 4 会計事務所等所属の会員は、(①)の契約を締結又は(⑨)するに際し、独立性を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。
- 5 阻害要因の重要性の程度を(⑩)にまで軽減できない場合、会計事務所等所属の会員は、当該業務を辞退し、又は契約を解除しなくてはならない。
- 6 会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人との関係において、この規則に定める独立性に関する規定のほか、法令等に定める独立性に関する規定を遵守しなければならない。

問 倫理規則第8条(概念的枠組みアプローチ)の注解6では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、A.自己利益、B.自己レビュー、C.擁護、D.馴れ合い、E.不当なプレッシャーを受ける脅威を列挙している。上記、A.～E.の各阻害要因の具体的な内容について、下記①～⑩から選択し番号を記載せよ。

- ① 会員が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること
- ② 会計事務所等が、依頼人から提訴するという脅しを受けていること。
- ③ 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- ④ 主要な担当者が、保証業務に長期間にわたり関与していること。
- ⑤ 会計事務所等が、監査業務の依頼人の株式の販売促進等を行うこと。
- ⑥ 会員が、社会通念上許容される範囲を超える贈答又は接待を依頼人から受けていること。
- ⑦ 保証業務チームの構成員が、依頼人に雇用され、業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- ⑧ 会計事務所等が、財務システムを設計又は導入した後に、システムの運用効果について、保証報告書を発行すること。
- ⑨ 会計事務所等が、特定の依頼人からの報酬に過度に依存していること。
- ⑩ 会計事務所等が、監査業務の依頼人から特定の会計処理に同意しないならば、予定している非保証業務の契約を行わないと示唆されていること。

問 倫理規則第8条(概念的枠組みアプローチ)注解6において、特定の状況又は関係により、複数の阻害要因が生じることがあり、特定の阻害要因が複数の基本原則の遵守に影響することがあり得るとされます。倫理規則第8条注解6で掲げられている5つの阻害要因と具体例を1つずつ挙げなさい。

問 倫理規則第8条(概念的枠組みアプローチ)で、「会員は、基本原則を遵守するために、概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。」とされています。この「概念的枠組みアプローチ」の4段階について述べなさい。

問 倫理規則第8条(概念的枠組みアプローチ)で、会員を取り巻く環境は、基本原則の遵守を阻害する様々な要因を生じさせる可能性があり、また、専門業務の内容は様々であることから、異なる阻害要因が生じる可能性があるとしてされています。このことから、概念的枠組みアプローチを採用する意義を述べなさい。

問 次の文章の括弧に適切な語を正確に記入しなさい。

(倫理規則第6条第1項)

会員は、正当な理由なく、() 知り得た情報を他の者に漏えいし、又は自己若しくは () の利益のために利用してはならない。

(倫理規則第6条第8項)

会員の守秘義務が解除される正当な理由があるときは、次のような場合である。

一 守秘義務の解除が法令等によって許容されており、かつ () 又は雇用主から了解が得られている場合

二 守秘義務の解除が法令等によって要求されている場合

イ () の過程で文書を作成し、又は証拠を提出するとき。

ロ 法令等に基づき、()、調査又は () に応じるとき。

ハ 法令等に基づき、() の申出を行うとき。

三 守秘義務の解除が法令等によって禁止されておらず、かつ、職業上の () 又は () がある場合

イ () において会員の職業上の利益を擁護するとき。

ロ 本会の () に応じるとき。

ハ 会則等の規定により本会からの質問又は調査に応じるとき。

ニ () の交代に際し、監査業務の引継ぎを行う等、監査の基準及びこの規則等に基づくとき。

(倫理規則注解11)

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする () を受けることなく、() を表明できる精神状態を保持し、誠実に行動し、() と職業的専門家としての () を堅持できること。

二 外観的独立性

() に精通し、合理的な () を行うことができる () が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの () の精神的独立性が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

問 以下の空欄を埋めなさい。

【倫理規則の趣旨及び精神】

会員及び準会員（以下「会員」という。）は、会則第40条の定めにあるとおり、監査及び会計に関する職業的専門家として、(①) において、財務書類その他の財務に関する情報の (②) を確保することにより、会社等の公正な (③)、(④) 及び (⑤) の保護等を図り、もって (⑥) に寄与することを使命とする。また、その使命を自覚し、達成に努めなければならない。

会員の使命は、上述のとおり、(⑥) に寄与することとされており、個々の (⑦) や (⑧) の要請を満たすだけでは、社会から期待された責任を果たすことはできない。

日本公認会計士協会（以下「本会」という。）は、会員がその (⑨) を自覚し、自らを (⑩)、かつ、(⑪) に応え得るよう、その職責を果たすために遵守すべき倫理の規範として、ここに倫理規則を定める。

【倫理規則（基本原則1 誠実性の原則）注解1（第3条）】

1 誠実性とは、(⑫) であること及び (⑬) であることも意味する。

2 会員は、規則第3条第1項各号の情報が含まれていることを知ることになった場合に、確実に (⑭) を修正するよう (⑮) をとるならば、誠実性の原則に反していることにはならない。

【倫理規則（基本原則2 公正性の原則）注解2（第4条）】

公正な立場を堅持することは、業務上の判断における (⑯) の保持を求めるものであり、専門業務の目的の (⑰)、専門業務を実施するに当たって (⑱) の選定や判断において (⑲) のないこと、さらに、これらの判断についての (⑳) が他の者により検証し得ることを含む。

- 問** 公認会計士に求められる職業倫理とはどのようなものであるか、上場企業等の多くの粉飾決算事件に関して、会計監査を担当していた公認会計士には何が問題であったのか、我々の業務を取り巻く環境及び職業倫理の観点により、あなたの意見を300字以内で述べなさい。
- 問** 監査人は、独立の立場を堅持することが求められています。独立性の立場の堅持とは、外観的独立性のみならず精神的独立性も保持することが求められますが、一方、精神的独立性への影響を受けやすい環境下で業務を行う監査人がいかにしたら精神的独立性を保持できるのか？外観的独立性と精神的独立性の関係にも言及し、あなたの意見を400字以内で述べなさい。

<監査事例研究>

問 日本公認会計士協会会則第 44 条では、会員が財務書類の監査業務を行うに際して行ってはならない行為を規定している。これについて、以下の空欄①～⑤に当てはまる語句を解答用紙に記入しなさい。

- 一 故意に、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 二 を怠り、、錯誤又はのある財務書類を、錯誤及びのないものとして意見又は結論を表明すること。
- 三 財務書類に対する意見表明又は結論表明のを得ていないにもかかわらず、意見又は結論を表明すること。

問 日本公認会計士協会会則第 50 条 1 項では、会員及び準会員が懲戒処分の対象となる行為として、8 項目を掲げている。これについて、以下の空欄①～③に当てはまる語句を解答用紙に記入しなさい。

- 一 会員及び準会員がによって処分を受けたとき。
- 二 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補のを傷つけるような行為をしたとき。
(中略)
- 四 会員及び準会員が第 70 条の規定によるをしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき。
(以下、略)

問 日本公認会計士協会会則第 50 条 2 項では、会員及び準会員に対する懲戒処分の方法として、5 種を規定している。これについて、以下の①～④に当てはまる語句を解答用紙に記入しなさい。

- 一
- 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 (以下「会員権停止」という。)
- 三
- 四 本会からのの勧告
- 五 金融庁長官の行う又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求 (以下「行政処分請求」という。)

問 会員及び準会員に対する懲戒処分の決定に際しては、正確かつ衡平な処分を行う必要があると同時に、会員および準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保する必要がある。上記目的を達成するために、日本公認会計士協会に設置されている二つの審査会の名称を解答用紙に記入しなさい。

問 金融庁が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分を行う場合に、その処分に関する事項について調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明する審査会の名称を解答用紙に記入しなさい。

問 1. 日本公認会計士協会会則第 50 条第 2 項では、5 種の懲戒処分が定められている。このうち会員に対してなされる処分を全て記載しなさい。
2. 上記のうち、「付加する懲戒処分」とされているものを記載しなさい。

問 金融庁が公表している「公認会計士、監査法人に対する懲戒処分などの考え方（処分基準）」に関して、以下の懲戒根拠・懲戒事由の場合に公認会計士に対して基本となる処分の量定は何か、以下の空欄①～④に当てはまる語句を解答用紙に記入しなさい。

懲戒根拠	懲戒事由	基本となる処分の量定
虚偽証明・不当証明	故意による虚偽証明	①
同上	過失による虚偽証明	②
公認会計士法違反	業務改善指示違反	③
同上	守秘義務違反	④

問 以下の内容が正しいと考える場合は○、間違っていると考える場合は×を付しなさい。

1. 会計士又は監査法人が法令により処分を受けた場合、既に処分がなされているため、日本公認会計士協会による処分は行われない。
2. 倫理規則において、会計事務所等又は保証業務チームの構成員が、保証業務の依頼人から、社会通念上許容される範囲を超える贈答若しくは接待を受ける場合には、基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。
3. 倫理規則において、会計事務所等所属の会員は、監査業務の依頼人から非保証業務を紹介されたことに関して、紹介手数料を支払ってはならない。
4. 倫理規則において、会計事務所等所属の会員は成功報酬に基づいて保証業務の契約を締結してはならない。
5. 倫理規則において、会員が遵守すべき守秘義務は所属の会計事務所等を退所し、依頼人又は雇用主との関係が終了した後も解除されないとされている。

問 倫理規則第8条では、会員は基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならないと定められている。概念的枠組みアプローチの適用においては、まず基本原則の遵守を阻害する要因を認識することが求められる。

1. この基本原則の遵守を阻害する要因の例として倫理規則の注解6に挙げられているもののうち、3つを記載しなさい。
2. 倫理規則では、阻害要因の除去または重要性の程度を軽減する行為又は手段を「セーフガード」という。倫理規則の注解6では、これを二つに大別している。この2つを記載しなさい。

問 金融庁による処分として、公認会計士法第二十九条では三種の懲戒処分が挙げられている。これを全て記載しなさい。

問 成功報酬に関して以下の(1)及び(2)に答えなさい。

- (1) 成功報酬は特定の非保証業務に利用されているが、成功報酬は特定の状況において基本原則の遵守を阻害する要因を生じさせる可能性がある。当該阻害要因の実在性と重要性は、どのような要因に依存すると考えられるか答えなさい。
- (2) 概念的枠組みアプローチを適用する際のセーフガードには、どのようなものが考えられるか答えなさい。

問 専門業務を実施するに際し会員が遵守しなければならないとされている基本原則が5つある。その5つの基本原則の名称およびその内容を答えなさい。

問 以下の（ ）に当てはまる言葉を記載しなさい。

公認会計士協会会則第 44 条

- 一 (①)、虚偽、(②) 又は脱漏のある (③) を虚偽、(②) 及び脱漏のないものとして (④) 又は結論を表明すること
- 二 (⑤) を怠り、重大な虚偽、(②) 又は脱漏のある (③) を重大な虚偽、(②) 又は脱漏のないものとして (④) 又は結論を表明すること
- 三 省略

公認会計士協会会則第 50 項

- 1 から 5 (省略)
- 6 懲戒処分は、会長が (⑥) の議に基づきこれを行う。(以下省略)

倫理規則第 5 条

会員は、適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう、(⑦) としての能力を必要とされる水準に維持しなければならない。

- 2 会員は、専門業務を提供するに当たって、適用される (⑦) としての基準及び (⑧) 基準を遵守し、(⑦) としての正当な注意を払わなければならない。
- 3 会員は、当該会員の指示の下で業務を行う者が専門業務を実施するに当たって、適切な (⑨) 及び (⑩) を受けていることを確認しなければならない。
- 4 (省略)

倫理規則第 6 条

会員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他のものに (⑪) し、又は自己若しくは (⑫) の利益のために利用してはならない。

- 2, 3 (省略)
- 4 会員は、(⑬) な依頼人や雇用主から得た情報についても守秘義務を負う。
- 5 会員は、会員の (⑭) にある職員等及び会員の求めに応じて助言・支援を行う者に対しても守秘義務を遵守させる義務を負う。
- 6 (以下省略)

倫理規則第 13 条

- 1 (省略)
- 2 会計事務所等所属の職員は、保証業務を提供する際に、依頼人に対する先入観若しくは依頼人との利益相反の関係を有することなく、又は他のものからの不当な影響を受けず、自己の結論を表明すること、また表明していることに疑問をもたれないことが求められる。このため、(⑮) 的独立性及び (⑯) 的独立性の双方を保持することが求められる。
- 3 (以下省略)

問 以下の文章は、「監査提言集」の提言の一部である。空欄に当てはまる用語として最も適切なものを下記の語群の中から選んで答えなさい。

1. 確認先の選定

売上債権の確認先選定に際して、会社が何らかの理由を挙げ確認状発送の見合せを主張する場合、不正による重要な (1) の兆候を示す状況か否か、(2) に (3) があるかどうか慎重に検討する必要がある。

その結果、不正に関連している可能性がある判断した場合には、不正による重要な (1) が実際に存在しているかどうかを確かめるため、(4) として十分な (5) を実施する。

(2) に (3) がある場合には、予定した確認項目について、(4) を検討する。(4) は、(6) の (7) のみに依存せず、多面的に検討する等十分に実施する。

確認先の選定に当たっては、一定金額以上の残高を有する大口得意先だけでなく、すべての対象項目について抽出機会が与えられ (8) に抽出する必要があるかどうかを検討する。確認先の選定に当たって用いる債権リストから一部の債権が除外されることがないように、リストの (9) 及び (10) に十分留意する。

外部倉庫から（ 11 ）を入手するのみでなく、（ 12 ）や倉庫（ 13 ）の実施を検討を要する場合がある。外部倉庫業者との（ 14 ）がある場合でも、（ 13 ）を行うことにより不正の端緒を発見できる可能性がある。

収益計上の（ 15 ）についての（ 16 ）がある取引については、貸倒引当金の計上や損失処理によって治癒されるものではない。

2. 差異の調整

確認状の回答と会計帳簿との差異は、重要な（ 1 ）発見のためのきっかけとなる場合があるので、差異の調整は慎重に対応する。

確認状回答と会社帳簿との差異調整は重要な監査手続であるため、（ 3 ）の場合には、十分かつ適切な監査証拠を入手できるか否かを慎重に判断しなければならない。残高確認の差異の原因究明を行わないことは重大な監査手続を実施したことにはならない。確認差異の原因究明に際しては、関係資料の（ 17 ）についても慎重に判断する。

差異分析を行うには、会社が行う会計取引についてその内容を十分理解する必要がある。理解不足での監査判断は、厳に慎まなければならない。

3. 確認状の送付先

確認状は、債権・債務の適切な計上部門に送付する必要がある。直接の購買部門や研究部門等の取引担当者宛てに発送し、（ 14 ）された場合には、虚偽の回答を発見することが難しくなるので、取引先の（ 18 ）など取引担当者以外の部署とすることが必要である。

残高の内訳を明示せずに（ 19 ）のみを記載した確認状は、先方が内容をチェックできないはずであるから、「差異なし」で回収されたことのみで監査手続を終了しない。

確認の証明力は確認状の様式、発信までの手続及び受信後の手続の（ 20 ）、回答者の（ 21 ）等に依存しているため、確認に対する回答の（ 17 ）について検討する。

確認状の回答が「一致」として回収されても、他の監査手続の結果入手した監査証拠との（ 22 ）を考慮したときに、差異が発生していないことが異常なこともある。回答書は、確認状の偽造や（ 14 ）等のリスクもあり、回答書における「社判」の有無や回答者の部署・（ 23 ）に留意する。また、監査人への返送ではなく、会社に直接届いた場合又は営業担当者が（ 24 ）した場合などは、慎重に対応する必要がある。

語群

実在性	網羅性	明瞭性	整合性	効率性	完全性
誠実性	正確性	適正性	客観性	妥当性	信頼性
単独	共謀	知識	経験	肩書き	瑕疵
不一致	財務部門	期間帰属	外部証拠	内部証拠	虚偽表示
取引実態	エンドユーザー	直接回収	未回収	返品	明細表
合計額	リスク対応手続	リスク評価手続	経営者による制約	アサーション	
	検収日	循環取引	無作為	架空売上	正当な理由
	出荷基準	実査	在庫確認	実地棚卸立会	閲覧
				視察	突合
					代替手続

以上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning